

第 92 回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成 27 年 10 月 26 日（月）16:00～17:05

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、河井委員、川崎委員、清原委員、西郷委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課長、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室企画専門官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

高鳥内閣府副大臣、杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、上田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、桜井総務省総務事務次官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 統計委員会委員の発令について
- (2) 委員長の互選、委員長代理、部会長の指名等について
- (3) 諮問第 81 号「社会生活基本調査の変更について」
- (4) 諮問第 82 号「国民生活基礎調査の変更について」
- (5) 諮問第 83 号「工業統計調査の変更について」
- (6) 統計委員会専門委員の発令等について
- (7) その他

5 議事概要

冒頭、高鳥内閣府副大臣及び桜井総務省総務事務次官から挨拶が行われた後、以下の議事が進められた。

(1) 統計委員会委員の発令について

事務局から、資料1に基づき、統計委員会委員の発令について報告があった。

(2) 委員長の互選、委員長代理、部会長の指名等について

委員の互選により、委員長に西村委員が選出され、また、北村委員が、西村委員長から、資料2に基づき、委員長代理に指名された。

西村委員長から、資料3に基づき、部会長及び部会に属すべき委員が指名された。

(3) 諮問第81号「社会生活基本調査の変更について」

総務省政策統括官室から資料4に基づき説明が行われ、人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 4ページの「スマートフォン」関連の質問内容をもう少し明確化された方がよいのではないか。例えば、「スマートフォン・パソコンなど」には携帯電話、固定電話が含まれるのか、「知人・友人」に、面識のないインターネット上の者も含むのかなど、明確にしないと報告者の受け止め方次第で回答にばらつきが出るのではないか。
- 「スマートフォン・パソコンなど」の「など」にはタブレットや携帯電話等が入る形で考えている。「知人・友人」についての注書き等を含め、調査票の記入要領等で対応したい。
- ・ 調査事項の変更の(1)と(3)については、正に自治体の課題とも重なり、大変有用な変更と考える。特にスマートフォンについては急速に普及しており、多くの自治体ではパソコンや携帯電話だけではなく、スマートフォンで利用できる広報や行政情報の提供にシフトしつつあるため、その利用の実態が分かるというのは大変有用である。また、6ページの「保育所や幼稚園での延長保育や預かり保育を含め普段の在園時間を把握する」というのも、実態に即している。少子化対策や子育て支援を考える上で実態がより現実的なものとして把握されることはありがたい。このような変更点につき、部会ではより具体的に、報告者の回答のしやすさ等も踏まえて御検討いただきたい。
- ・ 調査票にマイナンバーを書いていたかどうかは想定していないか。
- 今回の調査に関しては、答えてもらうことは、予定していない。
- ・ この件については、マイナンバーを入れた際の個人情報の扱い等難しい問題もあるため、それらを含めて検討していく必要がある。これについては、個々の統計

を超えて検討していかななくてはならない今後の重要な検討課題と考える。

(4) 諮問第 82 号「国民生活基礎調査の変更について」

総務省政策統括官室から資料 5 に基づき説明が行われ、人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・労働時間については、一週間の労働日数でしか把握されていない。今回は難しいかもしれないが、今後における更なる把握について御検討いただきたい。特に高齢者や女性など、フルタイム勤務でない方が増えている中で、労働時間の把握がますます重要になってきていると考えている。
- ・できることとできないことがあると思うので、それらを踏まえた上で、十分な検討をお願いしたい。特に前回答申の課題である「非標本誤差」については、重大な問題であるため、特に分布に関しての情報、母集団の情報をどれだけ正確に反映しているか、標本抽出できているかということも含めて御議論いただきたい。その際、現状でできるのはここまでだが、どのような改善の方法があるかということや、変えなくてはいけないとしたらどのような根本的な問題点があるかということまで含めて考えていただきたい。

(5) 諮問第 83 号「工業統計調査の変更について」

総務省政策統括官室から資料 6 に基づき説明が行われ、産業統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 8 ページの「製造品の在庫額等、品目別製造品在庫額等（数量、金額）」を削除するということが、報告者の負担感、調査が 12 月 31 日時点で行われていたことに起因するのではないかと。今回の申請で、翌年の 6 月 1 日時点に変更されることから、データの整理期間に余裕ができるため、記入が困難とする報告者数は低減するのではないかと。また、本項目は、産業連関表との関係で非常に重要な点なので、慎重に御審議いただきたい。
- ・ 6 ページの消費税の取扱いで、税込み、税抜きの記述を分けるということは、回答者にとって記入しやすくなるので大変良いことである。
- ・「臨時雇用者男女別内訳」を削除するということが、男女別が分からなくなるのは、現在、日本が向かっている 1 億総活躍社会の実態を把握することから若干逆行しているようなので、慎重に御検討いただきたい。
- ・報告者における記入が困難なため、「リース契約による契約額及び支払額」を削除するということが、最近では、逆に、リース契約の部分を資産に計上する企業が多くなっていることから、別掲できるのではないかと考えているので、もう一度御検討いただきたい。

- ・実施期日について「報告者負担の軽減及び地方公共団体における事務の煩雑さを解消する。」と書いていただいたのは、自治体の現場で調査に当たっている者としては、ありがたい問題意識である。また、本日諮問された他の調査においても、オンラインでどのように調査が行われるかということは、共通の課題になると思うので、この調査に限らず、今後どのようなオンライン調査が可能であるか共通の場で議論されることが有用ではないか。
- ・それぞれの調査についてオンライン調査の話は必ず出るが、オンライン調査がどのくらい進んでいるのかどうか横串で一度チェックして、定期的なチェックをすることを今後考えて、各省庁の取組を支えていきたい。
- ・調査実施日の繰下げにより、品目編のデータの公表日が繰り下げられると、工業統計調査を利用している企業物価指数の基準改定や連鎖ウエイト更新の作業が後ずれする可能性があり、物価統計ユーザーの利便性に影響をもたらすことから、経済産業省におかれては、できる限り調査票の回収や集計作業の早期化を図り、公表データ、特に品目編のデータの公表日の後ずれの期間を小さくしていただくとありがたい。

(6) 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料7及び8に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき専門委員が指名された。

(7) その他

西村委員長から、農林水産省が所管する基幹統計調査について軽微な事項として総務大臣が承認を行ったという報告がなされた。

主な発言は以下のとおり。

- ・農林水産省では、農政改革を推進するために10月1日付けで組織再編を行ったところだが、統計調査の実施体制は維持されている。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>